

2024年度適用開始 市民税・県民税の主な改正内容



森林環境税

森林整備の費用などに充てるため、新たに森林環境税が課税されます。森林環境税は国税ですが、住民税の均等割と併せて、2024年度から年額1,000円を賦課徴収します。

《課税額》

区分		2023年度まで	2024年度から
国税	森林環境税	—	1,000円
市民税	住民税均等割	3,500円	3,000円
県民税		2,000円	1,500円
合計		5,500円	5,500円

※県や市が実施する防災費用を確保するための均等割引き上げ(市民税500円、県民税500円)は、2023年度で終了します。

上場株式等の配当所得・譲渡所得等

上場株式等の配当所得・譲渡所得等の課税方式(申告不要、総合課税、申告分離課税)を、所得税と住民税で一致させます。所得税と住民税で異なる課税方式は選択できなくなります。

国外居住親族に係る扶養控除

対象扶養親族が見直されます。

《対象者》 ※下記①～③いずれかに該当する国外居住者

- ①16歳以上30歳未満の方
- ②70歳以上の方
- ③30歳以上70歳未満で下記のいずれかに該当する方
 - 留学が理由で、国内に住み票と住居が無い方
 - 障害者
 - 扶養控除等を申告する納税義務者から、その年において生活費、または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

定額減税(2024年度)

2024年度の住民税にかかる合計所得金額が1,805万円以下(給与収入のみの場合、給与収入2,000万円以下に相当)の方に、住民税所得割額から対象者、および配偶者を含めた扶養親族(国外居住者を除く)1人につき1万円の特別控除を適用します。

☎税務課 市民税係
☎お太助フォン 42-5614 📠42-2130

行政相談委員が相談に応じます



総務省の「行政相談」は、暮らしの中での行政に関する困り事や「どこに相談したらいいかわからない」といった疑問・要望の相談を無料で受け付け、解決・改善につなげます。市では、総務大臣から委嘱を受けた6人の行政相談委員が各地域で相談所を開設しています。秘密は固く守られますので気軽に相談してください。

※行政相談の開設日程は、31ページ「4月の相談」を確認してください。

行政相談委



岡島 勤
(吉田町)



佐々木 靖
(八千代町)



増田 正
(美土里町)



岩見 宏
(高宮町)



小玉 勝
(甲田町)



今井 憲治
(向原町)

☎総務課 行政係
☎お太助フォン 42-5611 📠42-4376

学生納付特例制度

所得が一定以下の学生は在学中の保険料の納付が猶予されます。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、承認を受けた次の年度も在学予定の場合、4月初めに再申請の用紙(はがき)が送られてきます。引き続き学生納付特例制度の申請を希望する場合は、必要事項を記入し、年金事務所などへ返送してください。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方(夜間・定時制課程や通信課程の方も含む)。

所得基準 128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除等

申請方法 下記の書類を添付し、本庁、各支所、もしくはお近くの年金事務所で申請手続きを行ってください。

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 在学期間がわかる在学証明書(原本)または学生証(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載のあるものは裏面を含む)のコピー
- 退職(失業)した方が申請する際は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の退職(失業)したことを確認できる書類

保険料の追納について

学生納付特例期間は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること(追納)ができます。将来受け取る金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

詳しくは [日本年金機構ホームページ](#)



☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107

国保だより

繰り返し使える処方箋 リフィル処方箋

リフィル処方箋とは

慢性疾患など、症状が安定している患者が一定期間内に繰り返し使用することができる処方箋です(最大3回まで)。通院する回数が少なくなり、再診料を軽減することができます。

※「リフィル処方箋」の交付には医師の判断が必要です。症状が該当するか医師に確認してください。

「リフィル処方箋」の交付を受けた場合、医療機関の受診は初回のみで、2回目以降は直接薬局で薬を処方してもらうことができます。

リフィル処方箋の使い方

- 1回目** 交付日から4日以内に薬局で調剤してもらいます。調剤後は、次回調剤予定日が記載された処方箋が返却されますので、なくさないよう保管してください。
- 2回目以降** 処方箋に記載された調剤予定日の前後7日以内に薬局で調剤してもらいます。医療機関の受診がありませんので、服用中に気になったことや症状の変化は薬剤師へ相談してください。必要場合は、医療機関を受診してください。
※継続的な薬学的管理指導を受けるため、同一の薬局での調剤が推奨されています。

☎保険医療課 医療保険年金係 ☎お太助フォン 42-5619